

# 発電設備に係る点検結果に対する再発防止策の具体的な行動計画の概要について

## I. 今回の具体的な行動計画の位置づけ

- 平成19年4月6日に、経済産業省原子力安全・保安院へ「発電設備に係る点検結果に対する再発防止策」を報告した。
- 今回の「具体的な行動計画」は、この再発防止策を実現していくための具体的な取り組みを明記し、今後のスケジュールを付した具体的な行動計画を定めたものであり、経済産業大臣及び原子力安全・保安院からの指示事項（平成19年4月20日）も織込んで策定した。
- 今後、今回事象を教訓とした再発防止策の着実な実施により、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を展開し、社会の皆さまとの信頼関係の回復に努める。

## II. 点検結果と手続きの不備等が生じた原因

### 1. 点検結果

| 種類        | 水力発電設備               | 火力発電設備           | 原子力発電設備 | 計                    |
|-----------|----------------------|------------------|---------|----------------------|
| 手続きの不備    | 135発電所、1事象<br>(482件) | —                | —       | 135発電所、1事象<br>(482件) |
| データ改ざん    | 1発電所、1事象<br>(1件)     | —                | —       | 1発電所、1事象<br>(1件)     |
| その他不適切な事象 | 114発電所、2事象<br>(116件) | 4発電所、1事象<br>(6件) | —       | 118発電所、3事象<br>(122件) |
| 計         | 138発電所、4事象<br>(599件) | 4発電所、1事象<br>(6件) | —       | 142発電所、5事象<br>(605件) |

### 2. 根本的な原因

- 共通する原因として、業務上必要な法令に関する知識不足や、従前からの業務上の慣行に安易に従うなど、コンプライアンス意識が希薄であったことが考えられる。
- また、発電設備に関する法令は、多岐に亘っており、法令遵守を徹底させるため、関係法令の知識向上が必要不可欠であるが、各人が業務遂行上のルールを理解し、業務を行うという基本的姿勢が十分でなく、各職場においてもフォローワー体制の構築や教育活動が十分に行われていなかったことなどが考えられる。

## III. 経済産業大臣等からの指示内容

### 1. 「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）」（H19.4.20）

#### (1) 再発防止策の具体的な行動計画の提出（提出期日：平成19年5月21日）

#### (2) 発電設備別対策項目

- 原子力分野：「原子力施設情報公開ライブライバー（ニュース）」への登録の推進、警報等印字記録（アラームタイマー）の原子力保安検査官による確認等 計 8項目
- 水力・火力分野：法令遵守に関する保安教育の徹底、発電部門間の情報共有化による安全確保に向けた対応能力の強化等 計 3項目

### 2. 「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（原子力安全・保安院評価書）」（H19.4.20）

今後の発電設備の安全・保安の向上、安全文化の構築を具体化する今後の対応項目として、30項目を明示（当社該当は23項目）

#### (1) 行政処分

保安規程の変更命令（H19.5.7） 計 1項目

【変更内容：主任技術者の位置づけ、保安教育の充実、工事計画届出に関する規定の明確化】

#### (2) 再発防止に向けた要求等

- 電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定〔上記第1項(1)と同じ〕 計 1項目
- 原子力分野：上記1項の厳重注意および指示事項と重複する項目及び法令遵守体制等の保安規定への明確化、制御棒引き抜け等の報告義務化等 計 11項目
- 水力・火力分野：立入検査の実施（水力）、法令・技術に関する確実な教育訓練の徹底等 計 10項目

## IV. 再発防止策(具体的な行動計画)及び実施状況の定期的検証(情報公開)

経営幹部をはじめ、従業員のコンプライアンス意識向上や、何でも話し合え、言い出せる職場となるような「再発防止に向けた組織風土づくり」に取組むとともに、業務運営面での対策として、「再発防止の仕組みづくり」に全社一丸となって取組む。

### 1. コンプライアンス意識向上策（再発防止に向けた組織風土づくり）

経営トップのリーダーシップのもと、「法令遵守」を第一義とした「コンプライアンスの意識」の徹底を図り、会社にとってのマイナス情報を隠蔽することなく言い出しやすい職場風土づくりを目指す。

### 2. 業務運営面での対策（再発防止の仕組みづくり）

個人の業務上必要な法令等の知識向上を図るために教育を充実させるとともに、組織的には、関係マニュアル類の整備、法令に係る教育の充実、業務処理チェック体制の明確化及びチェックシステムの強化などを行い、手続き不備等を未然に防止する仕組みを構築する。

### 3. 再発防止策の実施状況の定期的検証と情報公開

再発防止策の実施状況については、責任部署及び「発電設備点検委員会」で、定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、「コンプライアンス委員会」にて、第三者による検証・確認を行う。更に、「コンプライアンス相談窓口」や「内部監査」等で実施状況のモニタリングを行う。

なお、再発防止策の実施状況については、コンプライアンス委員会で評価・確認後、定期的に公表する。

